江　東　区

中小企業信用保険法第２条第５項第１号（再生手続開始申立等関係）

＜認定要件＞

東京信用保証協会の保証対象業種であり、江東区内に営業の本拠を有し、引き続き同一業種を１年以上営んでいること。

提 示 書 類

中小企業信用保険法第２条第５項第１号の規定による認定を受けようとする場合、区に対して提示する書類は下記のものです。

＊ 認 定 申 請 書　（区指定の様式）　**２　通（2通のうち1通は区が保管し、1通を交付します）**

＊〔法人の場合〕　①最新の法人税確定申告書（税務署の受付印のあるもの）及び決算書（勘定科目内訳明細のあるもの）＜税務署の受付印のあるもの＞
②履歴（現在）事項全部証明書（商業登記簿謄本）

＊〔個人の場合〕　前年分の所得税確定申告書及び決算書（青色申告の場合）又は収支内訳書（白色申告の場合）＜税務署の受付印のあるもの＞

＊ 認定要件（次の①又は②に該当していること）
①申請時において、大臣の指定を受けた再生手続開始申立等事業者に対して５０万円以上の売掛金等（役務の提供による営業収益で未収のものを含む。）の債権又は前渡金返還請求権を有していること。
→再生手続開始申立等事業者との不渡手形・不渡小切手又は請求書と売掛帳を確認いたします。
②申請時において、大臣の指定を受けた再生手続開始申立等事業者に対して５０万円未満の売掛金債権又は前渡金返還請求権しか有していないが、申請者の全取引規模のうち、当該再生手続開始申立等事業者との取引規模が２０％以上であること。
→再生手続開始申立等事業者との不渡手形・不渡小切手又は請求書と売掛帳及び再生手続開始申立等事業者との最近６か月又は１２か月の取引額がわかる帳簿等及び全取引額がわかる帳簿等を確認いたします。

※　各書類は原則として原本をお持ちください。提示していただいた書類については、返却いたします。

この認定を受けることにより、東京信用保証協会の経営安定関連保証（別枠措置）の活用ができます。また、長期低利の東京都の制度融資　経営セーフ　を利用することができます。詳しくは、東京都産業労働局金融部金融課や東京信用保証協会にお問い合わせください。

＜関係機関＞

履歴〔現在〕事項全部証明書　東京法務局墨田出張所　墨田区菊川１－１７－１３　（ＴＥＬ 3633－1010）

東京都　経営セーフ　融資　東京都産業労働局金融部金融課(ＴＥＬ 5320－4877)及び取扱金融機関

経営安定関連保証の別枠措置　東京信用保証協会錦糸町支店 墨田区錦糸１－２－１ｱﾙｶｾﾝﾄﾗﾙﾋﾞﾙ４Ｆ(TEL 5608－2011)

※認定書が交付されたら速やかにお手続きください。
詳しくは江東区地域振興部経済課融資相談係（区役所４階２８番窓口）におたずねください。

TEL３６４７－２３３１